

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業入札説明書等の補足説明

1. 委任状の提出について

本入札において、支店等に権限を委任し入札を行うことも可能ですが、その場合は、参加表明書の提出にあわせて委任状を提出してください。

名古屋市競争入札参加資格審査において、支店等へ権限の委任を行っている場合でも、本入札においては、別途委任状の提出が必要となります。

委任状の様式は任意としますが、下記の例を参考に作成してください。

《参考》委任状作成例

委 任 状

平成 年 月 日

公益財団法人名古屋まちづくり公社 理事長 あて

私（甲）は、都合により乙を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、後日この委任状を解除する場合には、双方連署のうえ届出をしない限り、その効力のないことを誓約します。

記

- ・名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業の入札及び事業提案に関する一切の事項

甲（委任者） (住所)
(商号等)
(役職・氏名)

上記委任の件承諾しました。

乙（受任者） (住所)
(商号等)
(役職・氏名)

2. 設計・建設業務のJV（共同企業体）について

入札説明書 第3 1. (1)応募各社の参加資格要件等 コ (P6 12行目) “同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも1社がその要件を満たすこと。”に記載のとおり、(7)「設計業務」又は(イ)「建設業務」の各業務においては、JV（共同企業体）により行うことができます。

ただし、この場合は、少なくともJVの代表者となる者は、主たる業務を担う者としてすべての要件を満たす必要があります。また、当該JVへの出資比率は、代表者がJVの構成員中最大になるようにしてください。

なお、(イ)「建設業務」に関しては、「共同企業体の在り方について（最終改正平成23年11月11日 国土交通省中建審第1号）」及び「名古屋市共同企業体取扱要綱（58財用第32号）」の趣旨を勘案して、構成員は5社以内とし、代表者以外のJVの構成員の出資比率は1社あたり均等割りの10分の6以上としてください。